

## 阿賀野市教育委員会告示第9号

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年5月30日

阿賀野市教育委員会

教育長 神 田 武 司

阿賀野市就学援助要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市就学援助要綱（平成27年阿賀野市教育委員会告示第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和2年度及び令和3年度」を「令和2年度、令和3年度及び令和4年度」に改める。

別表第2、第2号様式-1、第2号様式-2、第2号様式-3及び第2号様式-4中「51,060円」を「54,060円」に改める。

附 則

この告示は、令和4年5月30日から施行し、改正後の阿賀野市就学援助要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。